

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 登録教習機関の名称	林業・木材製造業労働災害防止協会
2 登録教習機関の住所	東京都港区芝 5 丁目 35 番 2 号
3 代表者職氏名	会長 中崎和久
4 技能講習の業務を行う 事務所の名称及び所在地	林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部 島根県松江市母衣町 55 番地
5 行うことができる技能講習	木材加工用機械作業主任者技能講習
6 登録年月日	令和 6 年 11 月 13 日
7 登録の有効期間の満了日	令和 11 年 11 月 12 日
8 登録番号	第 26 号

令和 6 年 11 月 13 日

島根労働局長

